

平成29年3月23日
中部地方整備局
道路部交通対策課

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」の取り組み ～物流のピーク時に街頭PR～

1 概要

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」では、今年度最後の活動として、浜松トラックステーションにおいて、官民連携して大型車の通行の適正を呼びかける、街頭PRを以下のとおり実施することとしたので、お知らせします。

- ◆ 街頭PR実施日時
平成29年3月24日(金)午後1時00分から概ね1時間
- ◆ 街頭PR実施場所
浜松トラックステーション(住所:静岡県浜松市東区流通元町2-3)
- ◆ 参加団体、機関(順不同)
(一社)静岡県トラック協会、静岡県、浜松市、中部地方整備局
- ◆ 街頭PR内容
チラシ、パネルの展示など

※「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」は、平成27年1月に設立され、関係企業団体6団体、警察本部4団体、中部運輸局、道路管理者11団体の合計21団体がパートナーとなり、広報活動を中心とした検討と取り組みを継続的に展開しています。

協議会HP:http://www.cbr.mlit.go.jp/road/oogatasha_tekisei/index.html#link4

2 配布資料

別添1:実施場所位置図等
別添2:配布予定チラシ

3 配布先

中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ、浜松市政記者クラブ

4 問い合わせ先

みす あきひろ

中部地方整備局 道路部 交通対策課長 翠 昭博
Tel 052-953-8178 Fax 052-953-9208



道路の異状を発見したら・・・迷わず、

道路緊急ダイヤル 緊急通報 「#9910」(通話料無料)

◆ 実施場所位置図



◆ 参考資料(過去の実施状況)


 亀山トラックステーションにおける広報(H27.8)

 名古屋トラックステーションにおける広報(H28.7)



適正重量を守って通行しましょう

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

『**積める重さ**』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。
- ◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量 = **車両重量** + **乗車定員の重量** + **最大積載量**

(これらの数値は車検証に記載されています。)



道 路 法

～道路を守るためのルール～

『**運べる重さ**』

橋など道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため重量制限値を決めています。

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

橋の重量制限

車両総重量
25トン

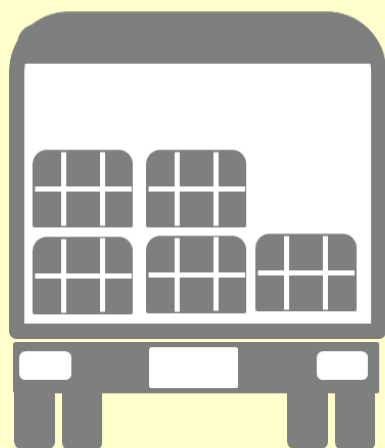


例えば

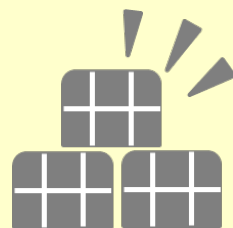
橋の重量制限が20トンの場合、車両総重量が20トンを超える車は通行できません。

『**積める重さ**』と『**運べる重さ**』は違います！

荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？

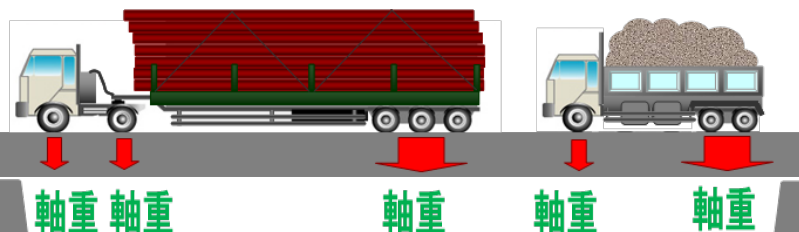


積んでしまうと
あそこの橋が渡れないな・・・



あれも一緒にお願い。
まだ**最大積載量**まで
積んでないでしょ？

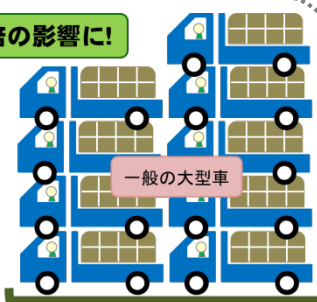
あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。



車軸それぞれにかかる
重量を「**軸重**」といいます。

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン
超過した場合、構造物に対して約9倍の重さが
のることになり、わずかな重量オーバーであっても
道路へのダメージが大きくなります。

2トンの違反で9倍の影響に！



道路を末永く安全にご利用いただくために 適切な積載へのご理解とご協力をお願いします

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・静岡県警察・愛知県・岐阜県・三重県・
静岡県・名古屋市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)
・国土交通省中部運輸局・中部地方整備局

事務局：
国土交通省
中部地方整備局
TEL:052-953-8166